明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第九十五条の二中「で準用する第二十七条第一項各号」を「において準用する第二十六条第一項各号」に改める。

第九十六条第一項中「第九十三条に規定するもののほか、第十一条の三」を「第十一条の四」に、「第十一条の三第一項、第十一条の十二」を「第十一条の四第一項、第十一条の十五」に、「又は第十一号」を「又は第十二号」に、「第十一条の三第二項、第十一条の四第一項、第十一条の四の二、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十の二第一項、第十一条の十一第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十四」を「第十一条の四第二項、第十一条の五第一項、第十一条の六、第十一条の八第一項、第十一条の九から第十一条の十一まで、第十一条の十二第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十四第一項、第十一条の十六第一項、第十一条の十七」に、「第十一条の四第二項」を「第十一条の五第二項」に、「第十一条の四の二中」を「第十一条の六中」に、「第十一条の五」を「第十一条の七」に、「第十一条の十三第一項中」を「第十一条の十六第一項中」に、「第十五条の五から第十五条の七まで、第十五条の八第一項、第十五条の九、第十五条の九の二第一項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十、第十五条の十一、第十五条の十二第一項、第十五条の十三第一項、第十五条の十四、第十五条の十五第一項、第十五条の十六、第十五条の十七第一項」を「第十五条の五第一項、第十五条の六、第十五条の九、第十五条の十一、第十五条の十二、第十五条の十三第一項、第十五条の十四、第十五条の十五第一項、第十五条の十六第一項、第十五条の十七、第十五条の十八、第十五条の十九第一項、第十五条の二十第一項、第十五条の二十一、第十五条の二十二第一項、第十五条の二十三、第十五条の二十四第一項」に、「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「第十一条第一項第十四号」を「第十一条第一項第十五号」に、「同条第一項第十一号」を「同条第一項第十二号」に、「及び第十一号」を「及び第十二号」に、「若しくは第十一号」を「若しくは第十二号」に改め、同条第二項中「第九十四条から前条までに規定するもののほか、」及び「、第十九条の二」を削り、「第二十五条まで、第二十六条第一項」を「第二十四条まで、第二十五条第一項」に、「第二十七条」を「第二十六条」に改め、同条第三項中「から第三十四条まで」を「、第三十三条の二、第三十四条（第十一項及び第十二項を除く。）」に、「第四十七条の三まで、第四十七条の四第一項」を「第四十七条の二まで、第四十七条の三第一項」に、「第四十七条の五」を「第四十七条の四」に、「第三十四条第十一項及び第十二項」を「第三十四条第十三項及び第十四項」に、「又は第十一号」を「又は第十二号」に改め、「、第四十七条中「漁業及び」とあるのは「水産加工業及び」と、「漁業協同組合連合会」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と」を削り、「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第五項中「第六十八条から」の下に「第六十九条の四まで、第七十条（第三項を除く。）、第七十一条から」を加え、「第六十八条第四項」を「第六十八条第二項中「第十一条第一項第四号又は第十二号の事業を行う組合」とあるのは「第九十三条第一項第二号又は第六号の二の事業を行う組合」と、同条第五項」に、「第十一号」を「第十二号」に改め、「第六号の二」と」の下に「、第七十条第一項中「役員（合併によつて設立する組合が経営管理委員設置組合であるときは、理事を除く。）」とあるのは「役員」と、同条第二項中「第三十四条第十項本文、第十一項及び第十二項」とあるのは「第三十四条第十項本文」と」を加える。

第九十七条第一項第七号中「監査及び指導」を「組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整

第九十七条第八項第三号中「第一項第八号」を「第一項第九号」に改める。

第九十八条の二第一項ただし書中「本章」を「この章」に改める。

第百条第一項中「第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一条の十三まで」を「第十一条の四から第十一条の十六まで」に、「、第十六条並びに第八十七条の二第一項及び第二項」を「及び第十六条」に、「第八十七条の三及び第八十七条の四」を「第八十七条の二及び第八十七条の三」に、「第十一条の三第一項及び第十一条の十二」を「第十一条の四第一項及び第十一条の十五」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十一条の四第一項、第十一条の四の二、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十の二第一項、第十一条の十一第一項、第十一条の十三第一項」を「第十一条の五第一項、第十一条の六、第十一条の八第一項、第十一条の九から第十一条の十一まで、第十一条の十二第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十四第一項及び第十一条の十六第一項」に、「第十一条の四第二項」を「第十一条の五第二項」に、「第十一条の三第二項」を「第十一条の四第二項」に、「第十一条の五」を「第十一条の七」に、「、第十一条の十三第一項」を「、第十一条の十六第一項」に、「第十一条第一項第十四号」を「第十一条第一項第十五号」に、「第九十七条第一項第十号」を「第九十七条第一項第十一号」に改め、「、第八十七条の二第一項中「前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査」とあるのは「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と」を削り、「第八十七条の三第一項」を「第八十七条の二第一項」に、「第八十七条の四第一項」を「第八十七条の三第一項」に改め、同条第二項中「第九十八条及び第九十八条の二に規定するもののほか、」及び「、第十九条の二」を削り、「第二十五条まで、第二十六条第一項」を「第二十四条まで、第二十五条第一項」に、「第二十七条」を「第二十六条」に改め、同条第三項中「及び第九項から第十二項まで」を「、第九項、第十項、第十三項及び第十四項」に、「第四十七条の三まで、第四十七条の四第一項及び第二項、第四十七条の五から第四十七条の七まで」を「第四十七条の二まで、第四十七条の三第一項及び第二項、第四十七条の四から第四十七条の六まで」に、「第三十四条第十一項及び第十二項」を「第三十四条第十三項及び第十四項」に、「第十一号」を「第十二号」に、「同条第十一項及び第十二項」を「同条第十三項及び第十四項」に改め、「組合を除く。）」」の下に「とあり、並びに第四十一条の二第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」」を加え、「同条第十一項第一号」を「第三十四条第十三項第一号」に改め、「、第四十一条の二第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会（」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。」とあるのは「（当該連合会の所属員の営む水産加工業並びに当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会の行う事業を除く。」と」を削り、「第十三号」を「第十四号」に、「第九十七条第一項第九号」を「第九十七条第一項第十号」に改め、同条第四項中「前条に規定するもののほか、」を削り、同条第五項中「第六十八条から」を「第六十八条の二から第六十九条の四まで、第七十条（第三項を除く。）、第七十一条から」に改め、「場合において」の下に「、第六十八条の二第一項中「であつて」とあるのは「（第百条第五項において読み替えて準用する第九十一条第二項の連合会を除く。次条において同じ。）であつて」と、第六十八条の三第一項中「第六十八条第一項第一号」とあるのは「第百条第五項において準用する第九十一条第一項第一号」と」を加え、「第十一号」を「第十二号」に、「第七十条第二項中「第三十四条第十項本文、第十一項及び第十二項」とあるのは「第三十四条第十項本文」と、同項」に、「第九十一条第四項」を「第九十一条第五項」に改め、「第一項第五号を除く。）」と」の下に「、第九十一条第二項中「第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会」とあるのは「第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会」と」を加える。

第百条の三第三項中「第十一条の六第三項」を「第十一条の八第三項」に改め、同条第六項中「第百条の五第四号ロ、第百二十六条の二第九号」を「第百二条第四号ロ、第百二十六条第九号」に、「第百三十条第一項第四十七号及び第四十八号」を「第百三十条第一項第五十一号及び第五十二号」に、「第百条の八第五項」を「第百五条第五項」に改め、同条第七項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の二第五項」に改める。

第七章を削る。

第百条の八第一項中「第百条の二に規定するもののほか、第十一条の三、第十一条の十二」を「第十一条の四、第十一条の十五」に、「から第十五条の十三」を「から第十五条の二十」に、「第十五条の十五から第十五条の十九まで」を「第十五条の二十二から第十五条の二十六まで」に、「第十一条の三第一項及び第十一条の十二」を「第十一条の四第一項及び第十一条の十五」に、「又は第十一号」を「又は第十二号」に、「第十五条の五から第十五条の七まで、第十五条の八第一項、第十五条の九、第十五条の九の二第一項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十、第十五条の十一、第十五条の